

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 <u>支配関係及び完全支配関係</u></p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 長期割賦販売等</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 割戻し</p> <p>第1款 売上割戻し</p> <p>第2款 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> <p>第2節 負債の利子の計算</p>	<p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 長期割賦販売等</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 割戻し</p> <p>第1款 売上割戻し</p> <p>第2款 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> <p>第2節 負債の利子の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 <u>完全支配関係がある法人間の受贈益</u></p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>	<p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 陳腐化償却</p> <p>第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p>	<p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 陳腐化償却</p> <p>第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p>	<p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p>

改 正 後	改 正 前
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
<u>第10款</u> 新株予約権を対価とする費用等	<u>第10款</u> 特殊支配同族会社の役員給与
<u>第11款</u> 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡	<u>第11款</u> 新株予約権を対価とする費用等
第3節 保険料等	<u>第12款</u> 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡
第4節 寄附金	第3節 保険料等
第1款 寄附金の範囲等	第4節 寄附金
<u>第2款</u> <u>完全支配関係がある法人間の寄附金</u>	第1款 寄附金の範囲等
<u>第3款</u> 国等に対する寄附金	<u>第2款</u> 国等に対する寄附金
<u>第4款</u> 被災者に対する義援金等	<u>第3款</u> 被災者に対する義援金等
<u>第5款</u> その他	<u>第4款</u> その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 罰料金	第5款 罰料金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ
第2款 返品債権特別勘定	第2款 返品債権特別勘定
第7節 負担金	第7節 負担金
第8節 その他の経費	第8節 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p>	<p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 12 章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第 3 節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う<u>譲渡損益調整額等</u>に係る収益及び費用の処理</p> <p>第 14 章 <u>完全支配関係がある法人の間の取引の損益</u></p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p>	<p>第 12 章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第 3 節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う<u>長期割賦販売等</u>に係る収益及び費用の処理</p> <p>第 14 章 <u>連結法人間取引の損益調整</u></p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p>

改 正 後	改 正 前
第2節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算	第2節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算
第16章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算	第16章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算
第17章 外貨建取引の換算等	第17章 外貨建取引の換算等
第1節 外貨建取引に係る会計処理等	第1節 外貨建取引に係る会計処理等
第2節 外貨建資産等の換算等	第2節 外貨建資産等の換算等
第18章 特殊な損益の計算	第18章 特殊な損益の計算
第1節 特殊な団体の損益	第1節 特殊な団体の損益
第1款 組合事業による損益	第1款 組合事業による損益
第2款 従業員団体の損益	第2款 従業員団体の損益
第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金	第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金
第1款 事業分量配当等	第1款 事業分量配当等
第2款 特別の賦課金	第2款 特別の賦課金
第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益	第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益
第1款 更生会社等の損益等	第1款 更生会社等の損益等
第2款 債権者等の損益	第2款 債権者等の損益
第4節 受益者等課税信託による損益	第4節 受益者等課税信託による損益
第19章 税額の計算	第19章 税額の計算
第1節 連結特定同族会社の特別税率	第1節 連結特定同族会社の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲
第2款 連結留保金額の計算	第2款 連結留保金額の計算
第2節 所得税額の控除	第2節 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第5節 <u>中小企業者等である連結法人の軽減税率</u></p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過的处理</p>	<p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過的处理</p>

二 支配関係及び完全支配関係

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 <u>支配関係及び完全支配関係</u></p> <p>(廃 止)</p>	<p>第2節 完全支配関係</p> <p><u>(他の内国法人の株主等に外国法人が含まれている場合の完全支配関係の判定)</u></p> <p><u>1-2-1 法第4条の2(連結納税義務者)に規定する他の内国法人の株主等に外国法人が含まれている場合には、同条に規定する完全支配関係(以下「完全支配関係」という。)は成立しないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(名義株がある場合の<u>支配関係及び完全支配関係の判定</u>)</p> <p><u>1-2-1 法第2条第12号の7の5(支配関係)の規定の適用上、一の者と法人との間に当該一の者による支配関係があるかどうかは、当該法人の………</u></p> <p>………</p> <p><u>同条第12号の7の6(完全支配関係)の規定の適用上、一の者と法人との間に当該一の者による完全支配関係があるかどうかについても、同様とする。</u></p> <p>(支配関係及び完全支配関係を有することとなった日の意義)</p> <p><u>1-2-2 支配関係又は完全支配関係………当該支配関係又は当該完全支配関係………</u></p> <p>(1) 株式の購入 <u>当該株式の引渡しのあった日</u></p> <p>(2) ……</p> <p>(3) <u>合併(新設合併を除く。)</u> <u>合併の効力を生ずる日</u></p> <p>(4) <u>分割(新設分割を除く。)</u> <u>分割の効力を生ずる日</u></p> <p>(5) <u>株式交換</u> <u>株式交換の効力を生ずる日</u></p> <p><u>⑥ 上記(1)の株式を譲渡した法人における法第61条の2第1項(有価証券の譲渡損益の益金算入等)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計上は、原則として、当該株式の譲渡に係る契約の成立した日に行うことに留意する。</u></p> <p>(完全支配関係の判定における従業員持株会の範囲)</p> <p><u>1-2-3 令第4条の2第2項第1号(支配関係及び完全支配関係)………</u></p> <p>………いわゆる証券会社方式による従業員持株会は原則としてこれに該当するが、<u>人格のない社団等に該当するいわゆる信託銀行方式による従業員持株会</u></p> <p>………</p>	<p>(名義株がある場合の<u>完全支配関係の判定</u>)</p> <p><u>1-2-2 法第4条の2(連結納税義務者)の規定の適用上、内国法人と他の内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係があるかどうかは、当該他の内国法人の………</u></p> <p>………</p> <p>(完全支配関係を有することとなった日の意義)</p> <p><u>1-2-3 完全支配関係………当該完全支配関係………</u></p> <p>(1) 株式の購入 <u>当該購入に係る契約の成立した日</u></p> <p>(2) ……</p> <p>(3) <u>株式交換</u> <u>株式交換の効力を生ずる日</u></p> <p>(4) <u>合併(新設合併を除く。)</u> <u>合併の効力を生ずる日</u></p> <p>(完全支配関係の判定における従業員持株会の範囲)</p> <p><u>1-2-4 令第14条の6第1項第2号イ(連結納税における株式の保有関係等)………</u></p> <p>………いわゆる証券会社方式による従業員持株会は、<u>原則としてこれに該当するが、いわゆる信託銀行方式による従業員持株会</u></p> <p>………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(従業員持株会の構成員たる使用人の範囲)</p> <p><u>1-2-4 令第4条の2第2項第1号(支配関係及び完全支配関係)の「当該法人の使用人」には、法第34条第5項(使用人兼務役員)に規定する使用人としての職務を有する役員は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(連結納税の完全支配関係の判定における従業員持株会等に係る株式の保有割合の意義)</p> <p><u>1-2-5 連結子法人の発行済株式のうち令第4条の2第2項各号(支配関係及び完全支配関係)に掲げる株式がある場合の法第4条の2(連結納税義務者)に規定する完全支配関係の判定は、令第4条の2第2項に規定する「割合」が5%未満かどうかにより行うのであるから、例えば、連結子法人に係る当該割合が5%未満である状態が継続していたものが5%以上となったときには、当該連結子法人はその時において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しないこととなることに留意する。</u></p> <p>(最初連結事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い)</p> <p><u>1-2-6</u></p> <p>(連結完全支配関係を有しなくなる事実)</p> <p><u>1-2-7</u></p> <p>(1) <u>1-2-7</u></p>	<p>(従業員持株会の構成員たる使用人の範囲)</p> <p><u>1-2-5 令第14条の6第1項第2号イ(連結納税における株式の保有関係等)の「法人の使用人」は、当該法人の使用人に限られるのであるから、当該法人との間に当該法人による完全支配関係がある他方の法人の使用人は、これに含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>ロ 当該使用人には、法第34条第5項(使用人兼務役員)に規定する使用人としての職務を有する役員は含まれない。</u></p> <p>(完全支配関係の判定における従業員持株会等に係る株式の保有割合の意義)</p> <p><u>1-2-6 内国法人と他の内国法人との間の完全支配関係の判定上、令第14条の6第1項第2号(連結納税における株式の保有関係等)に規定する「割合」が5%未満かどうかは、当該割合が5%未満である状態が継続している場合をいうのであるから、例えば、連結子法人に係る当該割合が5%以上となったときには、当該連結子法人はその時において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有しないこととなることに留意する。</u></p> <p>(最初連結事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い)</p> <p><u>1-2-7</u></p> <p>(連結完全支配関係を有しなくなる事実)</p> <p><u>1-2-8</u></p> <p>(1) <u>1-2-8</u></p>

改 正 後	改 正 前
(2) イ ロ <u>解散（破産手続開始の決定による解散に限る。）</u> ハ ニ ホ <u>令第4条の2第2項（支配関係及び完全支配関係）</u> (3)	(2) イ ロ <u>解散（合併による解散を除く。）</u> ハ ニ ホ <u>令第14条の6第1項第2号（連結納税における株式の保有関係等）</u> (3)

三 連結納税に係る承認申請等

改 正 後	改 正 前
（最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限） 1－3－3 <u>令第14条の6第1項第4号</u> (注) <u>法第4条の3第9項第2号及び第11項第2号</u>「前号に掲げる法人以外の法人」..... <u>破産手続開始の決定</u> <u>令第14条の6第1項第4号</u> （設立事業年度等の承認申請特例の不適用） 1－3－4 (1)	（最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限） 1－3－3 <u>令第14条の6第3項第4号</u> (注) <u>法第4条の3第9項第2号又は第3号及び第11項第2号又は第3号</u>「他の内国法人」又は「前2号に掲げる法人以外の法人」..... <u>合併以外の事由</u> <u>令第14条の6第3項第4号</u> （設立事業年度等の承認申請特例の不適用） 1－3－4 (1)

改 正 後	改 正 前
<p>.....期間が<u>2月</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....期間が<u>2月</u>.....</p> <p>(連結納税の再申請)</p> <p>1 - 3 - 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>破産手続開始の決定による解散に限る。</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>	<p>.....期間が<u>5月</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....期間が<u>5月</u>.....</p> <p>(連結納税の再申請)</p> <p>1 - 3 - 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>合併による解散を除く。</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>

四 事業年度及び連結事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(解散、継続又は合併の日)</p> <p>1-4-3 <u>法第14条第1項第1号及び第12号</u>……………<u>第22号</u>…………… ……………</p> <p>また、<u>同項第2号、第10号及び第13号</u>の「合併の日」とは、合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）をいう。</p> <p>(連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度)</p> <p>1-4-5 …………… ……………<u>法第15条の2第1項第1号から第3号まで</u>…………… ……………</p>	<p>(解散、継続、<u>合併又は分割</u>の日)</p> <p>1-4-3 <u>法第14条第1号、第10号及び第14号</u>……………<u>第24号</u>…………… ……………</p> <p>また、<u>同条第2号、第11号及び第15号</u>の「合併の日」とは、合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）<u>をいい、同条第3号及び第12号の「分割型分割の日」とは、分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）</u>をいう。</p> <p>(連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度)</p> <p>1-4-5 …………… ……………<u>法第15条の2第1項第1号から第4号まで</u>…………… ……………</p>

五 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成の日)</p> <p>1-6-1 ……………<u>現物分配</u>……………<u>分割承継法人若しくは被現物出資法人にその有する資産及び負債の移転をした日、被現物分配法人にその有する資産の移転をした日</u>…………… ……………</p> <p>(注) …………… ……………</p>	<p>(組織再編成の日)</p> <p>1-6-1 ……………<u>事後設立</u>……………<u>分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人にその有する資産及び負債の移転をした日</u>…………… ……………</p> <p>(注) …………… ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等の際し 1 株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1 - 6 - 2 <u>1 - 6 - 2</u> (注) <u>令第 4 条の 3 第 4 項第 5 号</u> <u>第 16 項第 5 号</u> <u>第 20 項第 5 号</u></p> <p>1 - 6 - 3 <u>削 除</u></p>	<p>(合併等の際し 1 株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1 - 6 - 2 <u>1 - 6 - 3 まで</u> (注) <u>令第 4 条の 2 第 4 項第 5 号</u> <u>第 17 項第 5 号</u> <u>第 21 項第 5 号</u></p> <p><u>(名義株がある場合の適格合併等の判定)</u></p> <p>1 - 6 - 3 <u>法第 2 条第 12 号の 8 イ又はロ(適格合併)の規定の適用上、被合併法人と合併法人との間に一方の法人が他方の法人の株式を保有する関係があるかどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。</u></p> <p><u>同条第 12 号の 11 イ若しくはロ(適格分割)、第 12 号の 14 イ若しくはロ(適格現物出資)、第 12 号の 16 イ若しくはロ(適格株式交換)又は第 12 号の 17 イ若しくはロ(適格株式移転)における判定についても、同様とする。</u></p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1 - 6 - 4 <u>令第 4 条の 3 第 4 項第 3 号</u> <u>令第 4 条の 3 第 8 項第 4 号</u> <u>令第 4 条の 3 第 12 項第 4 号</u> <u>令第 4 条の 3 第 16 項第 3 号</u> <u>令第 4 条の 3 第 20 項第 3 号</u> <u>第 16 項第 2 号又は第 20 項第 2 号</u></p>

改 正 後	改 正 前
(注) 1 2 3	(注) 1 2 3
(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)	
1-6-6 <u>令第4条の3第4項第2号</u> <u>第16項第2号</u> <u>第20項第2号</u> (注)	1-6-6 <u>令第4条の2第4項第2号</u> <u>第17項第2号</u> <u>第21項第2号</u> (注)
(特定役員の範囲)	
1-6-7 <u>令第4条の3第4項第2号</u>	1-6-7 <u>令第4条の2第4項第2号</u>
(主要な資産及び負債の判定)	
1-6-8 <u>令第4条の3第8項第3号</u> <u>令第4条</u> <u>の3第12項第3号</u>	1-6-8 <u>令第4条の2第8項第3号</u> <u>令第4条</u> <u>の2第12項第3号</u>
(従業者が従事することが見込まれる業務)	
1-6-9 <u>令第4条の3第4項第3号</u>	1-6-9 <u>令第4条の2第4項第3号</u>
(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)	
1-6-10 <u>令第4条の3第8項第4号</u> <u>令第4条の3第12項第4号</u>	1-6-10 <u>令第4条の2第8項第4号</u> <u>令第4条の2第12項第4号</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(移転資産の範囲一借地権の設定)</p> <p>1-6-11 ……<u>現物分配</u>……………<u>被現物分配法人</u>…………… ……</p> <p>(注) ……</p> <p>……………<u>法第62条の5第2項(現物分配による資産の譲渡)</u>…………… ……………<u>法第62条の2第2項(適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)</u>……………<u>法第62条の4第1項(適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡)若しくは法第62条の5第3項(適格現物分配による資産の帳簿価額による譲渡)</u>……………</p> <p>(国内にある事業所に属する資産又は負債の判定)</p> <p>1-6-12 <u>令第4条の3第9項</u>…………… ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(移転資産の範囲一借地権の設定)</p> <p>1-6-11 ……<u>事後設立</u>……………<u>被事後設立法人</u>…………… ……</p> <p>(注) ……</p> <p>……………<u>第62条の5第1項(適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は損金算入)</u>…………… ……………<u>法第62条の2第1項(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)</u>……………<u>若しくは法第62条の4第1項(適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡)</u>……………</p> <p>(国内にある事業所に属する資産又は負債の判定)</p> <p>1-6-12 <u>令第4条の2第9項</u>…………… ……………</p> <p><u>(資産等の移転が設立の時から6月以内に行われなかったことについてのやむ得ない事情)</u></p> <p>1-6-13 <u>令第4条の2第13項第3号(適格事後設立の要件)に規定する「やむを得ない事情」とは、例えば、資産若しくは負債の移転又はその移転により行うこととなる営業につき行政庁の許認可等を必要とする場合において、当該許認可等の審査及び処理に要する期間が6月を超えることとなったことがこれに該当する。</u></p> <p><u>(資産等の移転による譲渡の対価の額)</u></p> <p>1-6-14 <u>令第4条の2第13項第4号(適格事後設立の要件)に規定する「資産等の移転による譲渡の対価の額」とは、当該資産等の譲渡の時の時価をいう</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>ことに留意する。</u>

六 連結利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p>1 - 8 - 1</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 2em;">.....<u>帰せられる金額</u>.....</p> <p>(2)</p> <p style="padding-left: 2em;">.....<u>帰せられる金額</u>.....</p> <p>(注)<u>又は法第 24 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>...</p> <p>(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡)</p> <p>1 - 8 - 3 <u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用がある株式の譲渡であっても、当該譲渡が令第 9 条の 2 第 2 項(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)において読み替えて適用する令第 9 条第 2 項第 1 号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)に掲げる事由に該当するときには、当該株式について令第 9 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する譲渡等修正事由が生ずることに留意する。</u></p>	<p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p>1 - 8 - 1</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 2em;">.....<u>支出すべき金額</u>.....</p> <p>(2)</p> <p style="padding-left: 2em;">.....<u>収入すべき金額</u>.....</p> <p>(注)<u>若しくは分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものに限る。)に係る分割法人の分割の日の前日の属する連結事業年度又は法第 24 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡)</p> <p>1 - 8 - 3 <u>令第 9 条の 2 第 2 項(連結子会社法人株式に係る譲渡等修正事由)において読み替えて適用する令第 9 条第 2 項第 1 号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)の規定上、連結法人の有する他の連結法人の株式の譲渡は、連結完全支配関係のある連結法人間における譲渡がこれに該当するのであるから、法第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用があるものであっても、これに含まれることに留意する。</u></p>

七 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21 の 3 <u>法第 61 条第 5 項</u>……………</p> <p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ その連結法人の有していた株式 <u>(出資及び新株予約権を含む。以下 2-1-22 において同じ。)</u> ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利息等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-28 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 債務者につき更生手続が開始されたこと。</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) 更生計画認可の決定……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21 の 3 <u>法第 61 条第 4 項</u>……………</p> <p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ その連結法人の有していた株式……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利息等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-28 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 債務者につき <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続が開始されたこと。</u></p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定</u>……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2-1-29 (1) (2) (3)利子の額を超える部分の金額.....</p> <p>(注)</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-34措置法第 68 条の 90 第 1 項(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入).....第 68 条の 93 の 2 第 1 項(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入).....</p> <p>(注)</p> <p>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</p> <p>2-1-38<u>同条第 3 項</u>.....</p> <p>(注) 1 2</p>	<p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2-1-29 (1) (2) (3)利子の額を超える部分の金額(貸金業法第 43 条第 1 項(任意に支払った場合のみなし弁済)の規定の適用を受けた金額を除く。) </p> <p>(注)</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-34措置法第 68 条の 90 第 1 項(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の益金算入).....第 68 条の 93 の 2 第 1 項(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額の益金算入).....</p> <p>(注)</p> <p>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</p> <p>2-1-38<u>同条第 2 項</u>.....</p> <p>(注) 1 2</p>

改 正 後	改 正 前
(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期) 2-1-42 <u>適格分割又は適格現物出資</u>	(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期) 2-1-42 <u>適格分割、適格現物出資又は適格事後設立</u>

八 費用及び損失の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
(造成団地の分譲の場合の売上原価の額) 2-2-2 (1) (2) (㊦) <u>分割承継法人又は被現物出資法人</u> <u>分割法人</u> <u>又は現物出資法人</u>	(造成団地の分譲の場合の売上原価の額) 2-2-2 (1) (2) (㊦) <u>分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人</u> <u>分割法人、現物出資法人又は事後設立法人</u>

九 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
(取得条項付株式の取得等の際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い) 2-3-1 <u>法第61条の2第13項第2号</u>	(取得条項付株式の取得等の際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い) 2-3-1 <u>法第61条の2第14項第2号</u>